

活動結果報告書

令和 5 年 6 月 1 0 日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年 6月10日(土曜日)～ 令和5年 6月10日(土曜日)

活動先 橋本やとし かわら版 令和5年春号

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 伊部印刷株式会社

支払金額 80,300 円

発行数 2700 枚

内 容 別紙のとおり

配送業者 ヤマト運輸株式会社

配送料 159,720 円

配送数 1,815 枚

デザイン きりんプランニング

デザイン料 30,000 円

橋本やとし かわら版

お問い合わせ：越前市牧町18-30-2 TEL：090-2123-7155 FAX：0778-67-7487



いつものご支援、大変ありがとうございます。

WBC2023の日本選手団の活躍はめざましく、特に福井県出身の吉田正尚選手や中村悠平選手の活躍には子どもたちに夢と希望を与えてくれました。

令和5年度予算が成立し、各事業がスタートしました。

華やかな事業に注目が集まりがちですが、電気料金をはじめとした諸物価の値上がりは深刻です。このことへの対策も今後継続して取り組んでいきます。

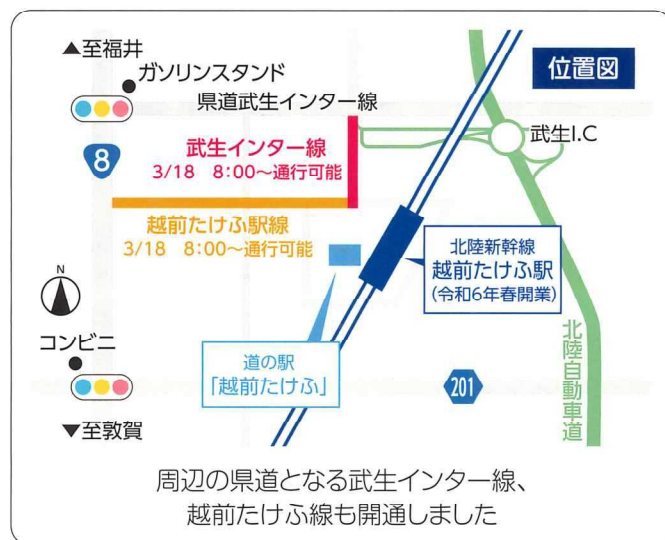
今後ともよろしくお願いいたします。

北陸新幹線開業1年前

北陸新幹線駅「越前たけふ駅」前に

道の駅

「越前たけふ」が
オープンしました！！



道の駅は次のような機能もあります

- ①北陸自動車道武生ICや国道8号が隣接する交通の結節点として、ドライバー憩いの場
- ②北陸新幹線越前たけふ駅利用者や、自動車利用者を各地域へ導く、交流の起点としての役割
- ③暴風雪時の交通規制等におけるドライバーの退避場所

【今後のスケジュール】

令和5年度：四半期ごとに、道の駅への誘客イベントの開催

令和6年春：北陸新幹線「越前たけふ駅」開業予定



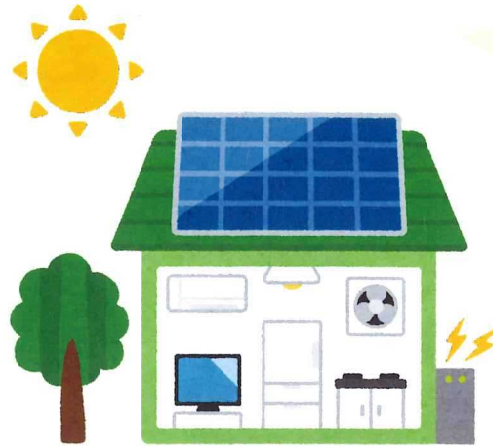
環境基本計画について

問 新年度予算で、脱炭素社会実現事業となっているが、どんな内容なのか。電気料金の値上げは、家庭ばかりではなく、農業などの産業にも深刻である。どう考えるのか。自家消費を目的とした太陽光発電の推進をはかるのはいかがか。

答 武生中央公園に太陽光発電設備を設置し、ゼロカーボンセントラルパークを目指し、市民意識の啓発促進を図る。また、公共施設のLED化による省エネルギー化に取り組む。

令和3年度で、太陽光発電の補助は打ち切った。国の支援制度に委ねているが、状況変化を捉え先進的な取り組みも考える。

園芸など、今回の電気代の高騰に関しても、それぞれの生産者から聞き取りつつ、国や県の動向を注視しながら必要な支援は検討していく。



市民との協働について

問 男女平等推進協会の不祥事に伴い、市が推進する事業の市民との協働は困難になっていくのではないかと。今後の男女共同参画事業はどうなるのか。

答 男女共同参画のみならず、人権全般における様々な取り組みを行う中で、将来に向けた新たな組織づくりを検討していく。

中期財政計画について

問 在来平行線の負担など、公共交通に係る費用が膨らむと思うがどう見込んでいるのか。また、人件費については、適切な職員数を見込んでいるか。

答 将来負担も見込んでいるが、その都度担当課と協議し計画に反映させる。市民のニーズが多様化複雑化している中で、現在はマンパワーが不足している。業務量に応じた人員配置を行うため、必要な人件費を確保していく。

環境にも家計にも優しい「太陽光発電」の設置補助を検討してはどうか。

橋本やとしの提案



最近増えつつあるオール電化住宅。そのオール電化住宅の屋根で、約8kwの太陽光発電を行い自家消費することで、電力会社の電気使用量を削減することが可能です。

これまでの電気の使用量をみると、エコキュート等全体の約7割程度が太陽光発電で賄えると考えられます。それで、昼間の太陽光発電を行うと、深夜電力+昼間電力合計の年間使用料を約5割程度（注：冬季は発電量が減る事も考慮）削減が見込めます。この環境にも優しい太陽光発電の設置補助を、検討してみてもはどうでしょうか？

太陽光発電8.16kwの発電量と環境貢献量

■ 環境貢献

CO2削減量：3,046kg-CO2/年

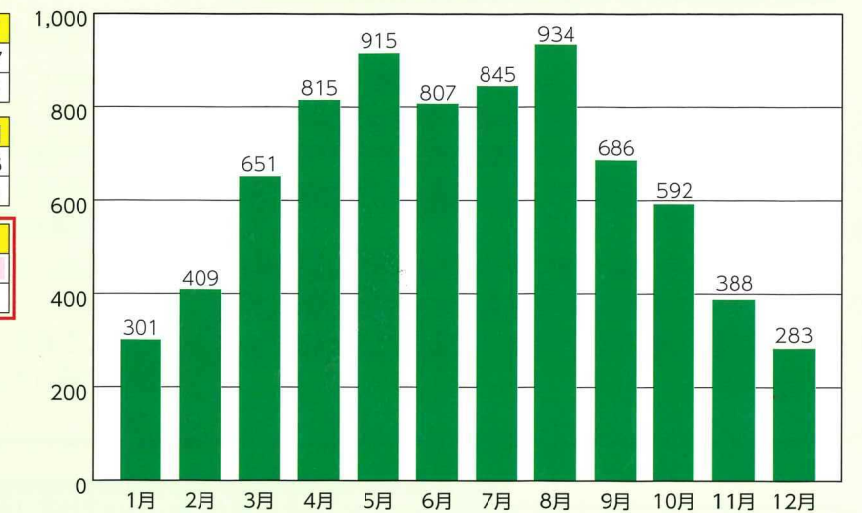
石油削減量：1,731ℓ/年

【発電量kWh：初年度で遠隔出力制御が無い場合】

発電機容量／太陽光パネル8.16kw

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
発電量(kWh)	301	409	651	815	915	807
ピークカット(%)	0.0	0.1	1.7	4.6	4.5	4.0

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
発電量(kWh)	845	934	686	592	388	283
ピークカット(%)	3.9	3.4	1.5	0.6	0.0	0.0



もしもの時に、
ご家庭の電気が使えたら

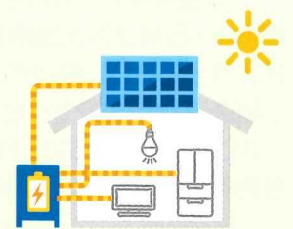
年間
7,625
2.7

オール電化住宅での1年の使用電力量（例）3人家族の場合）

	使用量全体 (kWh)	朝	夕	昼	間	夜	間
2021年12月	965	239	98	628			
2022年 1月	1,166	317	91	758			
2月	1,145	261	117	768			
3月	1,067	239	109	719			
4月	796	190	82	524			
5月	790	227	79	484			
6月	584	159	96	329			
7月	797	270	164	363			
8月	873	269	206	398			
9月	729	253	151	325			
10月	623	191	101	332			
11月	710	199	87	424			
合計	9,279	2,573	1,283	5,423			

27.7%

72.3%



太陽光発電と
蓄電池システムで
まかなえると
考えられる割合

2023年4月以降予定の電気料金改定について

電気料金の算定方法

資料出典：北陸電力ホームページ

電気料金	=	基本料金	+	電力量 料金	±	燃料費 調整額	+	再生可能 エネルギー発電 促進賦課金
------	---	------	---	-----------	---	------------	---	--------------------------

この部分の値上げをお願いさせていただきます。

問 水泳学習について公共施設長寿化計画に基づき、市内小学校の水泳授業を外部委託しているが経過と計画はどうなっているのか。

答 令和4年度から実施し、6年度までに全小学校でやりたい。泳力向上については、アンケートでは良好となっている。プールの清掃を委託するなど、教職員の業務負担も減っている。

問 国民健康保険事業と生活習慣病予防は、一体となってできているか。

答 生活習慣病予防事業、国民健康保険健康づくり支援事業は、ともに大きく関連している事業でもある。特に生活習慣病は、全体の4割を占めているため、しっかりと取り組む。

問 社会福祉協議会について、補助金の見直しはしているのか。

答 近年の状況変化があるので、長年見直しをしてこなかった補助単価等について、当該団体と協議を始めている。継続して、協議していく。

問 生活困窮者自立支援事業について、検証は？

答 令和2年から始まった国の特例貸付を受けた人で半数以上の人が償還を迎える時になっている。必要に応じて個別面談、償還免除や猶予申請の支援など行っている。これからも、関係団体と連携して取り組む。



教育厚生委員会のメンバーで先進地視察に行きました

ICF (国際生活機能分類) (WHO, 2001)
(International Classification of Functioning, Disability and Health)

ICF情報把握・共有システムとは (碧南市事業ではICFシステムと呼称)

碧南でのキャッチフレーズ

litoko (いいとこ)

Chanto (ちゃんと)

Fueteiku (ふえていく)

碧南市でのICFキャッチフレーズ



ICF情報把握・共有システムを使った 地域支援体制づくり (子どもの発達障害について)

愛知県碧南市

情報収集を網羅的にを行い、情報把握と情報の共有による理解を深めあうことで発達障害児を見る視点を変え、具体的な発達支援の方法を環境場面と合わせて考えることで、地域支援体制の充実につながるというシステムの構築でした。

このシステムで一番大事なのはやはり学校と保護者。情報収集・共有のための体制を継続する意欲と教員が変わっても見逃しが生じないようにすることが大切ではないかと思います。

中学校部活動の地域移行について

岐阜県羽島市

この事業は、生徒の選択肢をふやすこと、専門性の高い指導者により持続可能な部活動を実現することの方策の一つとして、総合型地域スポーツクラブを受け皿に休日の部活動を地域移行したものです。実施後1年のアンケートの結果は、生徒83%・保護者62%・クラブ指導者71%が満足しており、部活動顧問との連携などの課題はあるものの良好な結果でした。

しかし、リーダーシップのあるコーディネーターが中心となっていないと継続していくのは難しい、国がしっかり支援していかないといけない必要性を感じました。

橋本やとしの 地域福祉活動

自助、共助の地域づくり..... サポートしらやま

人も生き物もしあわせに生きていくために、地域福祉の活動の事務局を担い、活動しています。2017年の11月から介護予防・日常生活支援事業 (地域支え合い推進事業) における訪問型住民サービスB型「サポートしらやま」を設立し、地区民同士がお互い助け合う、有償の家事支援サービスを実施しています。2020年の8月からは、自家用車による病院や買い物送迎 (付添い) サービスも開始しています。

さらに、2021年の12月に民生児童委員と「サポートしらやま」会員で構成する新たな「地域福祉支援協議会」を設立し、包括的な地域福祉の活動を行っています。

サービスの内容は

- 家事支援..... ●見守り支援活動
●簡単な掃除・簡単な整理 ●買い物代行
●ゴミ出し (時間・回数は相談に応じます)
●洗濯・洗濯物干し ●玄関前の雪のけ
- お出かけ支援...病院の付添い・薬の受け取り

サービスをご利用できる方は

- 白山地区に住む一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯
- 要支援者および介護予防・日常生活支援総合事業対象者

①サービスの申し込み



サポートしらやま
(事務局)

③サービスの提供



②内容の確認・日程調整



利用者

支援員

④利用料金の支払い

活動結果報告書

令和 5年 2月15日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年 2月15日(木曜日)～ 令和6年 2月15日(木曜日)

活動先 橋本やとし かわら版 2024年春号・2024年春号（特集）

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 伊部印刷株式会社

支払金額 181,500 円

発行数 2024年春号 2,700 枚、2024年春号（特集） 2,700 枚

内 容 別紙のとおり

配送業者 日本郵便株式会社

配送料 156,576 円

配送数 1,864 枚

デザイン きりんプランニング

デザイン料 30,000 円

橋本やとし かわら版

お問い合わせ：越前市牧町18-30-2 TEL：090-2123-7155 FAX：0778-67-7487

いつものご支援、大変ありがとうございます。

石川県能登半島地震は、正月早々大変な驚きでした。いまだに続く余震や避難所での生活など、被災地では苦しい日々が続いています。被災された皆様にお悔やみとお見舞い申し上げます。

能登半島地震の被災地を支援する方法はいろいろあります。私たちがそれぞれが今できる事で支援の輪を広げ、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

越前市議会では募金活動を行いました！



提言を市長に提出！



令和6年度当初予算編成に向けた3つの提言

①地域振興事業（行政協力交付金）

外国人世帯の行政協力金算定方法を見直し、基礎数値に参入して算定することを求める。

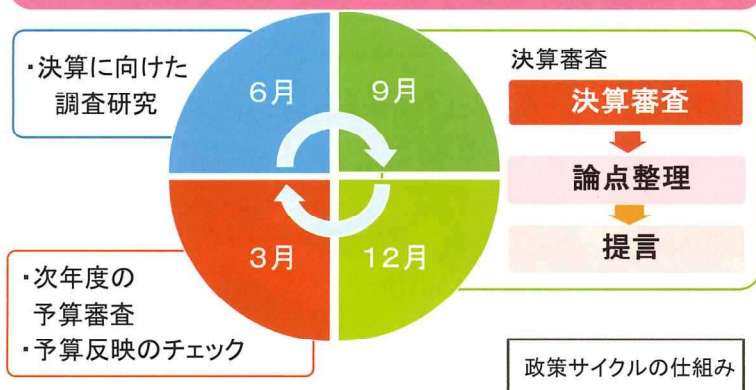
②地域ネットワーク活動事業・重層的支援体制整備事業（補助金）

市社会福祉協議会が、より地域密着型の福祉活動に取り組み、補助金の一本化などを求める。

③森林環境譲与税基金事業

今後、森林環境譲与税の基金積み立てをせず、不用木撤去や林道の維持保全への補助対象拡大など、市民ニーズに沿った事業の推進を求める。

政策サイクルの取り組み



決算審査を次の予算編成に生かす

この取り組みの重要な点は、決算審査と予算審査を連動させるところにあります。提言提出により取り組みが完了するものではなく、提言がどのように予算に反映されているかをチェックすることが、次のステップとなります。

3月定例会の当初予算の審査では、この点についてしっかりと確認し、以降の提言の取り扱いを決定していくこととなります。

今後とも、この取り組みを推進し、さらなる議会活性化を図っていきます。

健康21計画について

問 市健康21計画とはどのような計画か。また、同計画に休養・睡眠の項目を取り入れるとともに、市民を対象とした睡眠についての講習会を開催してはどうか。

答 健康増進法に基づき策定している計画であり、令和5年度末に終期を迎える事から、市総合計画に沿った実効性の高い計画として見直す予定である。見直しに当たっては、これまでの取り組みを継続しながら議員の提案を踏まえ、具体的に検討していきたい。



※橋本やとし 9月議会一般質問の、録画映像をご覧になれます

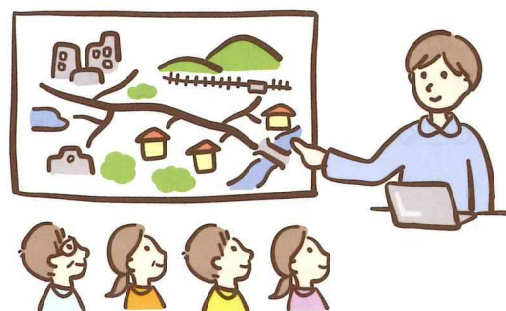
市民との協働について

問 振興会事業で、この仕組みを活用するという選択肢もあると思うが、市として労働者協働組合制度のメリットデメリットを明らかにして周知を図るべきではないか。

答 自治振興会事業の課題の解決策の一つとして、労働協働組合制度の活用が考えられる。

例えば、これまで振興会でやってきた配食サービスや、地元産の食材を加工した特産品の販売を、法人格を持つ労働協働組合を設立し行うことで、継続的な経済活動に繋がってくことが期待される。

一方で、労働協働組合設立登記に向けた手続きや、組合員の保険、税務に関わる手続きなど一定の事務負担が生じる。今後自治振興会に対して先進的な事例や制度内容を紹介し、活用を希望する場合は、必要な支援を行っていく。



タイムライン(防災行動計画)について

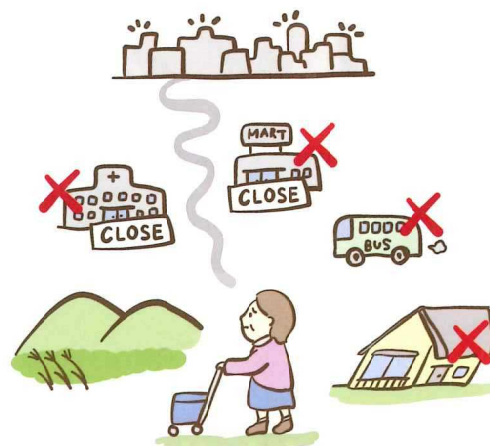
問 高齢者等避難発令時、市は福祉施設に対しどのような対応を行うのか。避難確保計画に基づき、施設はどのような対応を行うのか。福祉避難所の指定の現状と課題は何か？

答 高齢者等非難が発令された時には、市はエリア内の所管施設に対して、発令内容を連絡する。あわせて市は、保育園及び認定こども園児引き渡し等に係る協力を依頼する。

施設は、施設が作成する避難確保計画に基づき、垂直避難又は屋外避難を判断し避難行動を開始することになっている。

市では、福祉避難所の設営運営に関する協定を13法人(18事業所)と締結しており、災害が発生した場合に広域避難所で滞在が困難となった災害時要援護者を受け入れるための社会福祉施設及び医療機関を指定している。

指定についての課題は、重度の障害を持つ方の受け入れ人数を増やすことが必要。そのため、施設の新築や改築時に福祉避難所としての機能付加を法人に対して要請している。



***ご家庭に防災用グッズは、ありますか？**

いざという時、玄関やリビングなどすぐ手の届くところに準備しておくことが大事です。そして、簡易トイレや食料品など試してみるといいかもしれませんね。

防災グッズの点検を！



学校給食費物価高騰対策特別支援事業

小学校給食の期間限定の特別支援を行うことにより、物価高騰に苦慮する子育て所帯の負担軽減を図ります。



菊御膳 コウノトリ米ごはん給食

最近の学校給食、ご存知ですか？調理員さんたちのいろんな取組でバリエーション豊富な給食です。SDGsにも配慮し、身近で新鮮でおいしくて、そのうえ運んだりするエネルギーも少ない、環境にやさしい「地場産給食」です。



水道料金物価高騰対策特別支援事業

【概要】

○対象者 越前市の水道を使用しているすべての世帯及び事業者(公共施設は除く)

軽減対象予定件数 約34,000件

○対象期間 令和6年1・2月検針分(令和6年2・3月請求分)

○軽減内容 水道料金のうち基本料金を無料にします(2ヶ月分)

軽減見込額 85,210千円(税込)

(例)メーター口径13mm:1,848円→0円

メーター口径20mm:2,904円→0円

これは、昨年に引き続きの事業です。2年連続での水道料金の無償化です。

物価高騰の影響を受けている市民や市内事業者に対する期間限定の支援策として、水道料金のうち基本料金を2か月間無料にします。

手続きは不要です！下水道料金は、対象外です。

白山地区区長会 要望書提出

提出先 越前市／丹南土木事務所／吉野瀬川ダム事務所

令和5年10月6日



●市道の改修について

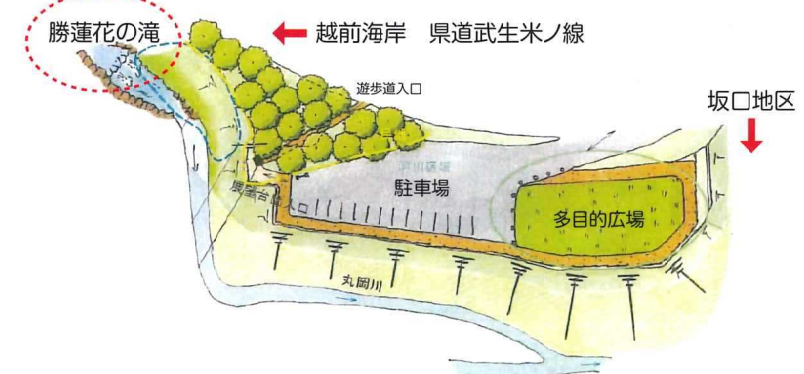
●主要地方道

県道19号・3号・190号線 関連事項(道路の拡張、補修修繕、樹木伐採など)

●天王川の浚渫について

●国成川護岸の崩落防止について

- 吉野瀬川ダム建設に係る周辺整備について
 - ①レクリエーションダムとしての利用促進
 - ②小公園(勝蓮花滝周辺)の整備事業



「越前国府」はどこにある？

「越前国府」の場所の特定に向け、「本興寺」境内で発掘調査を進めています。

11月25日には、発掘調査の結果を報告する現地説明会が開かれ、平安時代の地層から建物の区画を仕切るための痕跡や陶器のかげらが見つかったとの報告がありました。

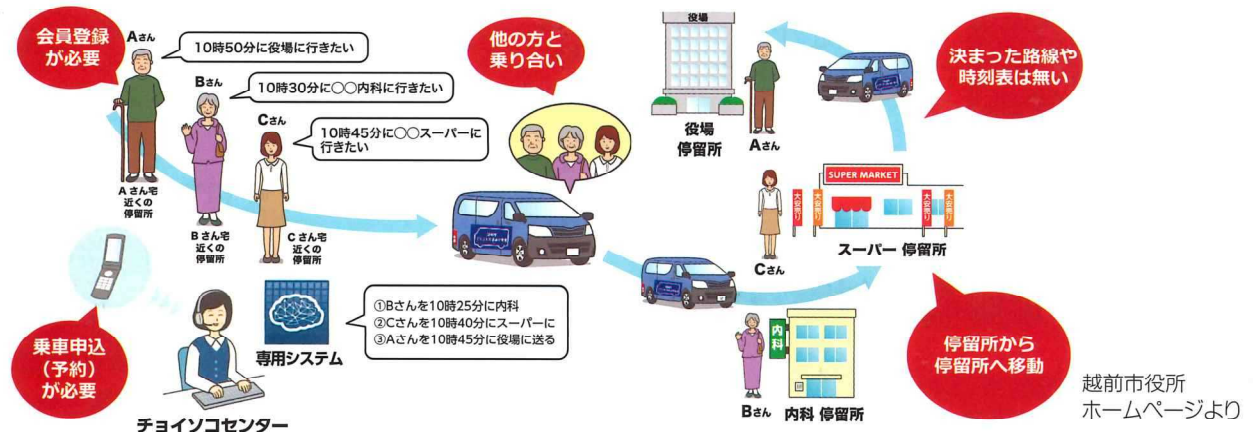
「源氏物語」の作者、紫式部が国守の父の赴任にあわせすごしたとされているだけに、歴史ロマンに夢が膨らみます。来年度も、調査が継続される予定です。



調査始め式

越前市デマンド交通実証実験 始めました！

令和5年10月16日(月)～令和6年3月12日(火)まで
東・西・北日野・北新庄・味真野・栗田部・岡本地区の全域／国高地区の一部



希望の時間帯に利用者のご自宅近くの停留所から行先の停留所まで、乗車申込制で複数の利用者を乗り合わせて送迎するサービスです。バスやタクシーとは違う、新しい交通手段です。

今後は、白山・坂口地区にも検討中です。



越前市デマンド交通実証実験 出発式

令和5年10月16日 越前市・株式会社アイシン・協賛商事株式会社

利用するには…

- ①会員登録をする
- ②ご利用の際は乗車申込(予約)をする
- ③指定日時に停留所で待ち、車がきたら乗車する

私の生涯スポーツ

私が生涯スポーツとして取り組んでいるソフトボールで、令和5年北信越ハイシニア部門大会において準優勝しました。



令和5年9月2日～3日 富山市

みなさんもライフスタイルや年齢、体力、興味等に応じてスポーツに親しんでみてはいかがでしょうか。

■1998年～2015年 スポーツ少年団の指導・監督・部活外部指導者

主な成績

- | | | |
|--------|------------|-----|
| ■2000年 | 全中北信越大会 | 3 位 |
| ■2003年 | 全中北信越大会 | 優 勝 |
| ■2004年 | 全中北信越大会 | 優 勝 |
| ■2006年 | 全中北信越大会 | 優 勝 |
| | 都道府県対抗全国大会 | 優 勝 |
| | 全中全国大会 | 3 位 |
| ■2007年 | 全中北信越大会 | 準優勝 |
| ■2008年 | 全中北信越大会 | 準優勝 |



私は、自分がプレーするだけでなく、子どもを対象とした指導も行ってきました。

ソフトボールを通していろいろなことを学び豊かな人生を送ってほしいという願いからです。

夢を引き寄せた
子どもたちは、すばらしい

橋本やとし かわら版

お問い合わせ：越前市牧町18-30-2 TEL：090-2123-7155 FAX：0778-67-7487

ダム工事始まりました！ 完成は2026年



吉野瀬川ダムは、一級河川吉野瀬川の洪水調節を目的とした治水ダムです。1991年の建設事業着手から30年の歳月を経て2021年からダム本体工事に着手しました。



吉野瀬川ダムは1986年(昭和61年)から調査が開始されました。

このダムは白山、神山両地区にまたがるということで、両地区の皆様の深いご理解とご協力により開始されたものです。調査開始から30数年の年月を経て、2021年ダム本体の工事に着手、2023年(令和5年)10月定礎式が行われました。完成は2026年(令和8年)の予定です。この完成により、安全安心なまちづくりに大きく貢献することを期待します。



定礎式



定礎の儀では、今ではめずらしい木遣り唄に合わせ、礎石が投入されました。

事業計画

事業目的：治水対策（吉野瀬川の洪水防御）

湧水対策（吉野瀬川の環境保全）

事業内容：重力式コンクリートダム

堤高 58 m

堤体積 13.7万m³

貯水量 780万m³

付替県道 2路線

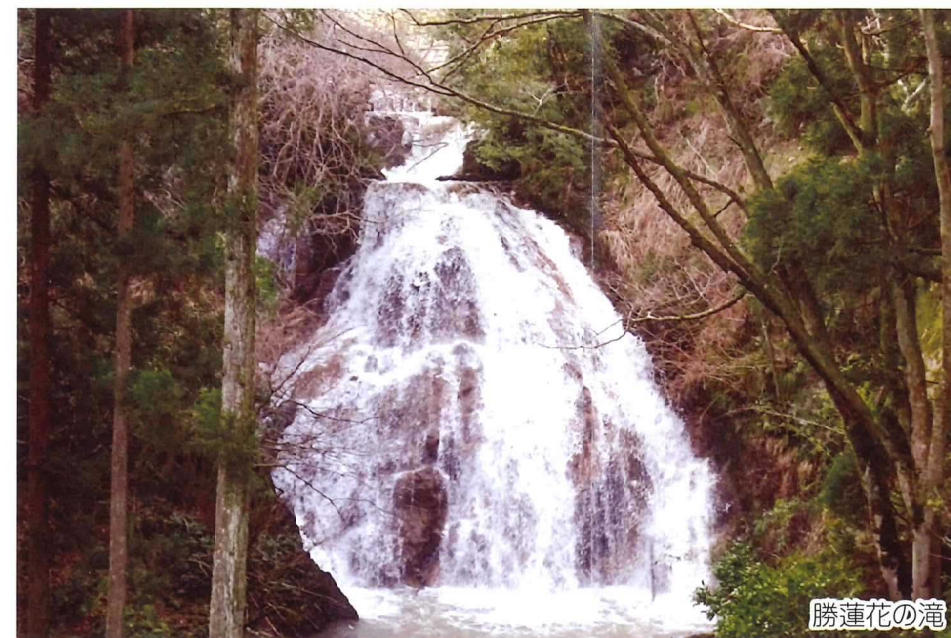
付替林道 2路線

用地等補償 1式



事業の経緯

年 月	主な経緯
平成 3 年	建設事業採択
平成 19 年	家屋移転完了（37戸）
平成 30 年	付替県道武生米ノ線供用開始
令和 3 年	ダム本体工事着工
令和 5 年 4 月	ダム本体コンクリート打設開始
10 月	吉野瀬川ダム定礎式



勝蓮花の滝

ダム建設に向けては、水没対象となる白山地区の「小野町」「勝蓮花町」の37戸が家屋移転したものの、国のダム検証などで事業が思うように進まなかった時期もあるなど、この30年間にはいろんな事がありました。

ふるさとを離れる決断をされた人やダム水没の原風景を残したいという有志が集まり、18年をかけて水没移転となる二つの集落の原風景を残す「ふるさとの原風景を心に/小野・勝蓮花物語」を300冊発刊、DVDでも6巻を制作し映像も残すことができました。

そのなかでも今も残る「勝蓮花の滝」は、知る人ぞ知る観光スポットにもなっていることもあって、周辺整備の要望書の提出もいたしました。今後の動きにもご注目をお願いします。



吉野瀬川ダム建設事業の目的

吉野瀬川は、その源を矢良巣岳に発し、越前市街地や鯖江市街地を流下して日野川に合流する流域面積59.0km²、流路延長18.02kmの一級河川です。

吉野瀬川流域では、台風や梅雨豪雨などにより、たびたび家屋や農地が被害を受けてきました。このため、上流のダム建設と下流の河川改修による治水対策を図る整備計画が立てられています。

また、吉野瀬川は、越前市の耕作地に対する水源としても利用されています。過去には大きな渇水被害が生じたこともあります。

吉野瀬川ダムは、流域の洪水被害と渇水被害の軽減を目的として、建設を進めています。



洪水被害（平成10年9月） 渇水被害（平成6年8月）



越前市家久町



越前市広瀬町

ダム事業を旅行ツアーの観光資源、流域の小学校への防災教育に活用

ダム現場の観光資源への活用（ダムツーリズム）

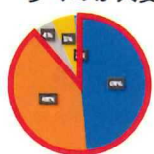
- ・民間旅行会社が、ツアー行程にダム現場見学を組み込んだ旅行を企画・催行（15ツアー、376名参加）



旅行会社企画のバスツアー

【ツアー来場者の声】

- ・ダム建設の大変さが分かった
- ・ダム完成が楽しみ
- ・機会があれば、また見学したい
- ・安全な暮らしのために、お仕事頑張ってください
- ・歩くのが大変だった



- とても楽しかった
- 楽しかった
- 楽しめなかった
- 未回答
- その他

防災教育への活用（出前授業、現場見学会）

- ・ダムの役割等を小学校の防災教育に活用（R3～4年：神山、白山、坂口、大虫、吉野 313人）

4年生 吉野瀬川ダム学習（11/18）

吉野瀬川ダム建設事業のみなさんにお話をいただき、自分たちの身近に建設される吉野瀬川ダムのことを教えていただきました。ダムの役割やダムにかかる仕事の内容について、映像や実験をもとに楽しく学ぶことができました。



実際の映像やアニメーションで分かりやすく教えていただきました。



ダムなしだと水はそのままたくさん流れてしまっただけだ。



ダムありだと水の流れを止めて、少しづつ貯めることができる！

このページの著作権 © 2022年11月18日 / 吉野瀬川ダム建設事業所
<http://school.city.yoshino.lg.jp/yoshino-river-dam/>
 〒911-2401 越前市 吉野小学校

吉野小学校HP 吉野瀬川ダム学習（R4.11.18）

ダム事業の情報を県ホームページ、YouTube動画、かわら版等により発信中

事業の情報発信

県ホームページ



YouTube動画



かわら版



ホームページ



YouTube



Twitter



活動結果報告書

令和 6 年 3 月 3 1 日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和5年 4月1日(土曜日)～ 令和6年 3月31日(日曜日)

活動先 中部地区労働福祉平和センター

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

本団体は下記の事項を目的とする活動および事業を行う団体である。

- ①「県平和センター」および丹南地区の民主団体との連携、共同事業の推進
- ②地域運動、平和運動の推進
- ③新勢力を軸とした政治駆る銅の推進
- ④その他中部地区労働福祉平和センターの目的達成に関する事項、および中部労協センター解散に伴う業務

（組織の会則は別紙のとおり）

中部地区労働福祉平和センター規約

第1章 名称と目的

- 第1条 この組織の名称を中部地区労働福祉平和センターと称する。
- 2 中部地区労働福祉平和センターの事務所は、越前市労働福祉会館内に置く。
- 第2条 中部地区労働福祉平和センターは、下記の事項を目的とする活動および事業を行う。
- (1) 「県平和センター」および丹南地区の民主団体との連携、共同事業の推進
 - (2) 地域運動、平和運動の推進
 - (3) 新勢力を軸とした政治活動の推進
 - (4) その他中部地区労働福祉平和センターの目的達成に関する事項、および中部労協センター解散に伴う業務

第2章 構成および権利、義務

- 第3条 中部地区労働福祉平和センターは規約、目的に賛同する個人、組合、団体をもって構成する。
- 2 中部地区労働福祉平和センターは、地域住民と密接な関係をもって活動し、当分の間地区分会（勤労協）に対して一定の財政援助を行う。
- 3 加盟組合、個人、団体は、会費の納入、機関の決定事項の尊重と実行など、中部地区労働福祉平和センター加盟によって生ずる義務を負う。
- 4 加盟組合、個人、団体の権利は、すべて規約のもとに平等である。

第3章 加盟および脱退

- 第4条 中部地区労働福祉平和センターへ加盟しようとする個人、組合、団体は、所定の様式で届出、加盟の承認は、総会または幹事会で行う。
- 2 中部地区労働福祉平和センターを脱退しようとする個人、組合、団体は、書面で議長に届出、届出より1ヶ月が経過したときをもって脱退行為が成立し、その個人、組合、団体の権利、義務は消滅する。但し、加盟期間中の会費の支払などの責任は完全に履行しなければならない。

第4章 機関および事務局

- 第5条 中部地区労働福祉平和センターは、決議機関として、総会、代表者会議を置く。
- 第6条 定期総会は、毎年1回開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、代議員（特別代議員）と役員で構成し、代議員の過半数の出席で成立する。総会代議員の選出基準および議事運営については、別に定める。
- 3 総会代議員の資格は、12月末日までの会費完納を条件とする。
- 4 次の事項は総会で決定する。
- ① 年度活動方針
 - ② 予算および決算
 - ③ 会費の変更
 - ④ 規約の制定、改廃
 - ⑤ 役員の選出
 - ⑥ 中部地区労働福祉平和センターの解散
 - ⑦ その他重要な事項
- 第7条 代表者会議は総会に次ぐ決議機関であって議長が召集する。

- 2 代表者会議は、加盟単組代表者と役員とで構成される。但し役員は決議権を有しない。なお、代表者の過半数以上の出席がなければ成立しない。

第8条 中部地区労働福祉平和センターの執行機関として幹事を置く。

- 2 幹事会は、議長、副議長、事務局長、幹事で構成する。
- 3 幹事会は総会、幹事会の決定事項、および日常業務を執行する。
- 4 幹事会は、当分の間必要に応じて地区分会（勤労協）代表を加えた拡大幹事会として開催することができる。

第5章 役員

第9条 中部地区労働福祉平和センターに次の役員を置く。

議長 1名 副議長 若干名 事務局長 1名 幹事 若干名 会計監査 2名

第10条 役員は、総会で出席代議員の直接無記名投票で選出する。但し、総会の決議により別の方法で選出することができる。

第11条 役員の任期は、1年とし再選を妨げない。欠員補充は直近の幹事会で行い、任期は、前任者の残存期間とする。

第12条 議長は、中部地区労働福祉平和センターを代表し、総会、役員会を招集する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代行する。
- 3 事務局長は、議長の支持を受け事務局を統括し、日常業務を遂行する。
- 4 会計監査は中部地区労働福祉平和センターの財産の管理および予算の執行状況、決算について監査し、必要な助言、勧告を行い、監査内容を機関に報告する。

第13条 中部地区労働福祉平和センターに会長（相談役）を置くことができる。

- 2 会長（相談役）は、相当の経験と識見とを持つ者の中から議長が指名し、総会の議決を経て委嘱する。

第6章 財政

第14条 中部地区労働福祉平和センターの経費は、会費、寄付金、分担金、その他を持って運営する。

- 2 会費、特別会費は、別表のとおりとする。
- 3 中部地区労働福祉平和センターの活動、又は組織維持のための特別の費用が必要な場合は、総会又は幹事会の決定により分担金を徴収することができる。
- 4 一旦納入された会費、又は分担金は返納しない。

第15条 中部地区労働福祉平和センターの会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日までとする。

第16条 監査委員は年1回以上監査を行い、総会において監査の結果を報告しなければならない。

第7章 総会

（総会規定）

第17条 総会は最高決議機関であって、代議員と役員のほか、当分の間、下部組織の地区分会（勤労協）選出の特別代議員をもって構成する。但し、特別代議員は議決権を有しない。

（総会代議員）

第18条 代議員は、加盟組合の組織人員をもって別に定める割合で選出する。

（特別代議員）

第19条 特別代議員は、当分の間、地区分会（勤労協）より選出するものとし、発言権を有する。但し、議決権は有しない。

（総会の招集）

第20条 総会は、役員会の議決を経て議長が召集する。

(総会運営)

第21条 総会は、出席代議員から選出された議長（副議長）により議事を進める。

2 総会の議長は、総会構成員の出席を確認し、総会の成立を宣言してから議事に入る。

3 総会は、議長の職務遂行を補佐するため、総会運営員を選出し、資格審査、動議の取り扱い、選挙管理などにあたる。

4 総会の議事は出席代議員の過半数の賛否によって決し、可否同数の場合は、議長が決める。

第22条 総会議事録は、事務局の記録に従い作成する。

2 議事は、総会議長が署名捺印する。

第8章 代表者会議

第23条 代表者会議は、各加盟組織の代表者および個人の代表者で構成するものとする。

2 代表者会議は、出席代表者より選出された議長により議事を進める。

3 代表者会議の議長は、加盟組織の出席を確認し、代表者会議の成立を宣言する。

4 議事は、出席代表者の過半数をもって決定する。

第9章 幹事会運営

第24条 幹事会は、中部地区労働福祉平和センター最高の執行機関であって、総会の決定に基づいて業務を執行し責任を負う。

2 幹事会は、議長が必要と認めたときに随時召集する。但し、構成員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

3 幹事会の議事は、出席構成員の過半数で決める、可否同数の場合には議長がこれを決める。

4 幹事会の議長は、中部地区労働福祉平和センター議長が当たる。中部地区労働福祉平和センター議長に事故あるときは、副議長がこれに当たる。

第10章 附則

第25条 中部地区労働福祉平和センターの解散は、総会において代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第26条 この規約の改廃は総会で決定する。

第27条 この規約は、2007年2月1日より発効する。

活動結果報告書

令和 6 年 3 月 3 1 日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年 2月1日(木曜日)～ 令和6年 2月29日(木曜日)

活動先 ボネタク初期費用、ボネタク議会・政務活動 一般市プラン

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

ボネタクを活用して発信力を向上させ、また、各種情報の収集等を目的として使用する。

（利用規約は別紙のとおり）

INFORMATION

すべて	重要	お知らせ	プレスリリース	採用	メンテナンス・アップデート
-----	----	------	---------	----	---------------

ボネクタ新プラン発表! 「ボネクタ議会・政務活動プラン」

23.08.23 [お知らせ]

弊社が提供している従来の「ボネクタ」では、政治活動や選挙運動でのインターネット上の情報発信などをサポートし、効果を発揮しておりました。

しかし選挙後の仕事となる政務活動にもネットを利用する事が当たり前となってきた今、ボネクタもより政務活動でご利用いただきやすいようにサービス内容や料金規定を見直しました。

政務活動利用が増えることで、議員がより政治に集中することができ、ひいては有権者にとってより良い街や環境づくりに繋がっていくことを期待しています。

新サービス「ボネクタ議会・政務活動プラン」について

ービス利用料金は自治体から議員に支給される「政務活動費(一部の自治体)」へ申請できるプランとしております。

・利用料金(税込): 初期費用33,000円、月額料金4,290～12,980円(※議会ごとに設定しています)

※政務活動費対応の場合、実質負担は数百円～となります

・特徴: 政務活動を補助する新機能を追加!

①議事録横断検索機能

公開されている全国の議会議事録をキーワードなどで検索ができる機能です。

現職議員が議会での質疑を行う際、事前に同様のテーマが他の議会で質疑されているかどうか、そしてどのような答弁があったかをまとめて確認することができます。

自治体の議会ごとに公開されている議事録を一括で検索できるため、情報収集の業務効率化に寄与します。その結果、議員自身が質疑を作る作業に集中しやすく、良質な質疑につながる効果も見込めます。

※一部の議会が対象となります

②政務活動記録(ブログ)のアーカイブ化とアクセス数増加機能

各議員がそれぞれ運営しているブログを「ボネクタ 政務活動」に連携させることで、検索エンジン対策が行われているポータルサイトに同内容が自動的に掲載され、検索エンジンからのアクセス数の増加を見込めます。

公開された記事はネット上のアーカイブに残り続けるため、従来から行われている広報ビラの配布よりもエコロジー、かつ保存しやすいため、政務活動についての説明責任を果たすことにも役立ちます。

③議員ページの作成

サービス利用に伴い、利用者様のプロフィールページが作成されます。議員ページでは広聴機能として、住民からの声をひろく集めるための問い合わせ受付機能が備えられています。

※なお表示項目について、各議会のルールに沿わないものがあれば**非表示**にできるようになっています。

このほか、オプションで「地元限定配信できるネット広告」「政務活動の記事制作サービス」「ブログ記事入力代行サービス」なども追加可能です。

新プランの背景

政治家が日々活動する領域においてもDXが推進されている中で、政治・政務活動の手法も急速にリアルのみでなくネット上の活動との併用が当たり前のこととなる過渡期にあります。より政治家が、活動に集中するためには政治活動だけではなく、政務活動もサポートできるサービスが求められるようになり、その要望に応えられるよう、新プランを開発、提供いたします。

イチニでは「日本をよくする人を前へ。」をミッションに事業を展開しています。全ての議員が政務に集中できる環境を支援することで、住民生活がより豊かになる事を目指します。

また、従来の「ボネクタ」は「ボネクタ政治活動プラン」として継続いたします。内容、価格ともに変わらず、名称のみ変更となり、すべての政治家にご利用いただく事が可能です。

Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者とつながることを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本契約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- (1) 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- (2) 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- (3) 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- (4) 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- (5) 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- (6) 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- (7) 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- (8) 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- (9) 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- (10) 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- (11) 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- (12) 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知するものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続をとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第3条（会員登録）

1. 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申込時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本契約の効力に主張することは一切できません。
2. 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本契約が成立し、会員資格を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができます、その理由については公開しないことができます。
3. 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
4. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
5. 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
6. 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとします。

第4条（アカウントの管理）

1. 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与ことができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
3. 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてしてはなりません。
4. 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
5. 会員ページへのアクセスのために送信されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。
6. 当社は、アカウントの不正利用、不十分な管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとします。

第5条（本サービスの料金）

1. 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上（<http://www.vonnector.jp/>）に掲載されます。
2. 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを設けることができます。
3. 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合
会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。
5. 前項の差額の支払いは、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとします。
6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1 年間】とします。ただし、当該期間満了の【2 週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。
2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 会員登録をした者が実在しない場合
 - (2) 本人でないことが判明した場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
 - (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
 - (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
 - (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
 - (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
 - (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞納処分な

どを受けた場合

- (14) 破産、自己破産、特別清算、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けた場合
 - (15) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取り消しの処分を受けた場合
 - (16) 事業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をした場合
 - (17) 事業の停止若しくは廃止（休眠を含みます。）、又は解散の決議をした場合
 - (18) 信用状態若しくは財産状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - (19) その他、当社が会員として不適切と判断した場合
2. 前項により会員資格を取り消された場合、会員登録は抹消されます。
 3. 当社は、会員資格の取り消しにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第8条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 前条により会員資格を取り消された場合
 - (2) 会員自ら会員登録の抹消を申請した場合
 - (3) 当社が本サービスに係る事業を休止、廃止等した場合
 - (4) 会員（個人の場合）が死亡した場合（この場合、本規約に基づく権利・義務は死亡と同時に消滅し、相続人には相続されないものとします。）
 - (5) 会員（法人、団体の場合）が解散、清算等により消滅した場合
 - (6) 上記のほか、当社が会員資格を喪失させることが適切と判断した場合
2. 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員登録は抹消されます。
3. 当社は、会員資格の喪失により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第9条（会員登録の抹消）

1. 会員は、当社が指定する手続に従って会員登録の抹消申請をすることにより、会員登録を抹消することができます。
2. 前項により会員登録が抹消された場合、当該会員は、登録抹消と同時に会員資格を失います。
3. 第1項による会員登録抹消のほか、会員資格の取り消し又は会員資格の喪失によっても会員登録は抹消されます。
4. 当社は、会員登録抹消の日から30日経過した後に、当該会員のアカウントを削除いたします。
5. 掲載情報の取扱い、会員登録抹消後も第10条の定めに従うものとします。

第10条（利用許諾）

1. 会員は、掲載情報について、当社及び当社が指定する第三者に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。
 - (1) 掲載情報を複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (2) 掲載情報を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、譲渡、貸与、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること
 - (3) 掲載情報をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること
 - (4) 第三者に対し、前3号の利用を再許諾すること
2. 前項に基づき掲載情報が掲載等される媒体は、会員ページ、Webサイト、SNS、紙媒体（雑誌、印刷物など）その他すべての媒体（以下総称して「掲載媒体等」といいます。）を含みます。
3. 会員は、当社及び第三者による掲載情報の利用について、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、会員は、掲載情報に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作者人格権を行使させないようにする

ものとしします。

第11条（広告の掲載等）

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第12条（提携先）

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるものとします。
4. 当社は、前3項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第13条（保証）

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第10条第1項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第14条（掲載等の中止）

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるものとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。

第15条（第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第16条（禁止行為）

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

- (5) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為
 - (7) 自分以外の者の個人情報により登録を行う等、他人又は実在しない人物になりすます行為
 - (8) 会員登録申請フォーム等に虚偽の事項を記載する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為
 - (11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (12) 次条に定める掲載禁止情報を掲載する行為
 - (13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為
 - (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為を行った会員に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとします。
 3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
 4. 会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 17 条（掲載禁止情報）

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとします。
 - (1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報
 - (4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定めに違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報
2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
 - (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
 - (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
 - (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
 - (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は 消失若しくは毀損しないこと
 - (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
 - (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
 - (9) その他当社が明示的に保証していない事項
2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。
5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に関し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他既存の権利者に留保されるものとします。
3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 会員は自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第 22 条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サイト上に掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。
 - (1) システム等の保守・点検を行う場合
 - (2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合
 - (4) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合
 - (5) 電気通信業者が電気通信役務の提供を中止する場合
 - (6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合
 - (7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第 23 条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 24 条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第 25 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第 26 条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX 番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第 27 条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。
2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとします。

第 28 条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去 1 年間に当社が当該会員から現実受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 29 条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第 30 条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 31 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っていると認められる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前 2 項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。
4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 33 条 (秘密保持)

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。
4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 34 条 (分離可能性)

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第 35 条 (準拠法)

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 36 条 (残存条項)

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条第 3 項及び第 4 項、第 17 条第 3 項及び第 4 項、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 4 項、第 33 条、第 34 条、第 35 条、本条、第 37 条並びに第 39 条の規定は、会員登録抹消後・本契約終了後もなお（会員登録を抹消された当該者（当該元会員）と当社の間で）有効に存続するものとします。

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

第37条（適用範囲）

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」（以下「本プラン」といいます。）を利用する会員（以下「本プラン会員」といいます。）については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費（地方自治法第100条第14項）の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」といいます。）に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付（按分比率を含む。）について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条（プランの変更に係る特則）

1. 本プランにかかる契約期間（第6条参照）にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更することができます（以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。）。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項（以下「プラン変更事項」といいます。）に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づく本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条（本プランにおける免責）

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録（以下「対象議事録」といいます。）の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされことなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

附則

2016年11月1日 制定・施行

2018年12月4日 改定

2020年3月31日 改定

2023年9月8日 改定